

**平成22年度（経済危機対応・地域活性化予備費事業）  
戦略的基盤技術高度化支援事業（研究加速枠） 事業概要**

**1. 制度の目的**

この事業は、昨今の円高の影響による経済情勢を踏まえ、過去に認定を受けた研究開発計画に基づいて、現在も自ら取り組んでいる研究開発又は平成21年度補正予算事業も用いて現在も自ら取り組んでいる研究開発（平成21年度補正予算事業において認定計画全体の研究開発を行ったものを除く。）に対して、その試作までの取組を支援することによって、より早期に研究開発の成果を出すことを目的とします。

「自ら取り組んでいる研究開発」とは、国、地方公共団体又は独立行政法人等からの補助、委託等の公的な支援を受けず、自己資金又は金融機関等からの資金を調達して、取り組んでいる研究開発をいいます。

**2. 応募対象事業**

この事業の応募対象は、法第3条に基づき経済産業大臣が定める「特定ものづくり基盤技術高度化指針」に沿って策定され、**過去に法第4条の認定（法第5条の変更認定を含む）**を受けた特定研究開発等計画（以下「法認定計画」という。）又は当該計画の一部を基本とし、現時点において**自ら**取り組んでいる研究開発です。

**3. 応募対象者**

法の認定を受けたものづくり中小企業者を含む、事業管理機関、研究実施機関、総括研究代表者、副総括研究代表者、アドバイザーによって構成される共同体を基本とします。

共同体の構成員は、日本国内に本社を置いて、かつ、日本国内で研究開発を行っていることが必要です。

共同体の構成員には、法認定申請を行い、認定を受けた「申請者」と「共同申請者」（以下「法認定事業者」）及び協力者を全て含む必要があります。

この事業への応募者は、事業管理機関です。事業管理機関は、研究開発計画の運用管理、共同体構成員相互の調整を行うとともに、財産管理（知的所有権を含む）等の事業管理及び研究開発成果の普及等を主体的に行う者です。

**4. 研究開発期間と研究開発費の規模**

研究開発期間	契約締結日～平成23年3月31日とする。 ただし、正当な理由により期間内に本事業を終了できない場合、本予算の繰越手続きにより1年を限度として認められた範囲で事業実施期間（例えば平成23年9月30日まで）の延長を行うことができる。
研究開発規模 （上限額）	上記研究開発期間に行う研究開発に要する費用の合計額（税込）が、5千万円以下を目処。
想定件数	一般枠と合わせて140件程度採択する予定。

**5. 公募期間**

平成22年10月6日（水）～平成22年11月5日（金）

# 戦略的基盤技術高度化支援事業の仕組み

